

公立大学法人静岡文化芸術大学の中期計画の変更（素案）

（総合教育局大学課）

1 概要

中期計画を変更するに当たり、設置団体である県と公立大学法人静岡文化芸術大学で以下の方針を確認した上で変更案を作成することとした。

（１）前提

- ア 法改正の趣旨を踏まえ、第３期中期計画に評価指標を追加する。
- イ 第３期中期目標期間中であることから、中期計画の変更は最小限に留める。

（２）中期計画本文

- ア （１）を踏まえ、原則として本文に変更は加えない。
- イ ただし、時勢の変化で現行の文章が現状に合っていない等でやむを得ず文言を変更するなど、中期目標に沿った内容の範囲内で変更することは可能。
（例：新カリキュラムの影響）

（３）中期計画評価指標

ア 評価指標設定の考え方

- ①既存の評価指標をベースとして、指標が設定されていない項目に新たに指標を設定する。（現行の中期計画の小項目※に少なくとも１指標を設定）

※小項目…（１）、（２）、（３）…

〔参考：他県の公立大学法人における指標設置状況〕

区分	秋田県立大学	滋賀県立大学	山口県立大学	熊本県立大学	福岡県立大学	文芸大(素案)
項目数	100	46	40	45	53	92
指標数	38	74	55	48	93	60

- ②運営費交付金算定時の算定に用いる既存の評価指標は原則変更しない。

イ 指標の種別

令和５年度第３回評価委員会〔資料６〕「地方独立行政法人法改正に伴う対応」の方針に沿って、以下のとおり新指標を設定する。

- ①定量指標を基本とし、まずは成果指標を検討し設定するが、成果指標の設定が困難な場合は、活動指標を設定する。
- ②定量指標が設定困難な場合は、定性指標を設定する。定性指標については、中期目標期間中に実施する取組内容及び目標とする水準、状態、成果物等を具体的に記載する。

2 現在検討中の文芸大中期計画変更素案

（１）指標数（素案：R6. 10月時点）※現行の指標は全て定量指標

反映交付金費目	教育研究費（学生）		教育研究費（教員）		管理運営費	合計
	分野	教育	グローバル	研究	地域貢献 法人経営その他	
現行		9	5	4	5	28
変更案	定量指標	12	5	6	9	49
	定性指標	6	1	0	0	11
	合計	18	6	6	9	60

(2) 文芸大の中期計画変更スケジュール

月日	内 容
10 月 21 日	第 3 回静岡県公立大学法人評価委員会 (中期計画の変更素案の審議)
10 月 21 日～	評価委員へ意見の追加聴取
11 月中旬～	評価委員意見を踏まえた変更案の文芸大学内・県庁内調整
12 月	・文芸大教育研究審議会・経営審議会 (学内の中期計画の変更案の確定) ・中期計画変更認可申請
2 月	2 月県議会の定例会常任委員会にて地独法改正に係る県大及び文芸大の対応(年度計画・評価廃止等)について報告
3 月下旬	・第 4 回静岡県公立大学法人評価委員会 (中期計画の変更案の審議) ・中期計画変更認可

(備考) 県大については、12 月以降に県から第 4 期中期目標の指示を受けた法人が新たな中期計画を策定する予定。